「第11回食育推進全国大会福島県の大会イメージ」使用取扱要綱

１　目的

この要綱は、「第11回食育推進全国大会福島県の大会イメージ」（以下「大会イメージ」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

２　使用の手続き

（１）大会イメージを使用する場合は、別紙「第11回食育推進全国大会福島県の大会イメージ使用（変更）申請書」を福島県保健福祉部健康増進課長（以下、「課長」という。）に提出しなければならない。

　　　ただし、次の事項に該当する場合は、申請の必要はありません。

　　①　県・市町村機関、第11回食育推進全国大会福島県実行委員会、福島県食育応援企業、食育関係機関等が、福島県の食育を推進するための社会貢献活動の一環として、営利目的ではなく使用する場合。

　　②　福島県の食育を推進するために、新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が普及啓発を目的に使用する場合。

（２）課長は、使用（変更）申請書の内容を審査の上、承認するものについては、使用（変更）申請書に押印したものを申請者に交付する。

３　使用料金

　　大会イメージの使用料は無料とする。

４　使用条件

　　大会イメージの使用にあたっては、次の条件を遵守し、適正に使用すること。

（１）大会イメージの全部をそのまま使用する。デザインに含まれる文言「福島県の大会イメージ」を含めること。

（２）大会イメージを使用した現物１点を課長に提出すること。ただし、現物の提出が困難な場合は、写真等概要の分かるものを提出すること。なお、提出された現物等については、原則返却しない。また、提出いただいた現物等は福島県の食育の推進のため、福島県等のホームページや広報物に掲載する場合があること。

５　使用不承認

　　次に掲げる場合は、使用を承認しない。

（１）福島県が推進する福島県の食育推進の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合。

（２）提供する商品やサービスの品質を担保、証明するものとして利用されるおそれがある場合。

（３）特定の政治、思想、宗教の活動に使用される場合、又はその活動を支援しているような誤解を与えるおそれがある場合。

（４）企業等が自己の営利のみを目的として使用する場合。

（５）法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。

（６）その他、課長が承認は適さないと認めた場合。

６　使用状況等の調査

　　課長は、「大会イメージ」の適正な活用を図るため必要と認める場合、「大会イメージ」の使用者に対し、その使用状況について報告を求めることができるものとする。

７　使用の禁止

（１）「大会イメージ」の使用が開始された後において、使用条件に違反した場合、又は上記５に該当することが明らかになった場合、課長は「大会イメージ」の使用を禁止、又は当該使用承認を取り消すものとする。この場合、申請者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行うこと。

（２）使用者が前項の規定により使用を禁止され、又は許可を取り消されたことにより損失を受けることとなる場合について、課長はその補償の責めを負わないものとする。

８　使用者の責務

　　「大会イメージ」が表示されたものに関する事故、苦情が発生した場合、一切の責任は使用者に帰するものとし、「大会イメージ」の使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければならないものとする。

９　その他

　　この要綱に定めるもののほか、「大会イメージ」の取扱について必要な事項は、課長が別に定めるものとする。

10　附則

　　この要綱は、平成２８年２月１２から施行する。

|  |
| --- |
| 第11回食育推進全国大会福島県の大会イメージ使用（変更）申請書平成　　　年　　　月　　　日　福島県保健福祉部健康増進課長　　様第11回食育推進全国大会福島県の大会イメージを使用（変更）したいので、次のとおり申請します。 |
| Ⅰ　申　請　者 | １　住所　〒　　　－TEL２　名称３　代表者４　担当者名・連絡先（TEL・FAX・E-Mail） |
| Ⅱ　使用目的 |  |
| Ⅲ　使用方法・内容 | ※具体的に記入してください。 |
| Ⅳ　承認番号 | 第　　　　　　　　号（変更の場合のみ） |
| Ⅴ　使用期間 | 平成　　　年　　　月　　　日　～　平成　　　年　　　月　　　日 |
| 　上記の申請のとおり、第11回食育推進全国大会福島県大会のイメージ（以下、「大会イメージ」という。）を使用（変更）することを承認します。使用にあたっては、下記の事項を遵守してください。記１　大会イメージを付した現物１点、又は現物の写真を提出すること２　使用にあたっては、大会イメージの全部をそのまま使用すること。３　申請内容に変更があった場合は速やかに変更申請を行うこと。４　不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収・撤去・削除等を行うこと。平成　　　年　　　月　　　日承認番号　第　　　　　　　　　号福島県保健福祉部健康増進課長　　　印　 |

**（別紙）**